

一般社団法人横浜市商店街総連合会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人横浜市商店街総連合会（愛称を「ハマ商連」とする。）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を横浜市中区に置く。

(支部)

第3条 この法人は、理事会の決議を経て、横浜市各区に支部を置くものとする。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第4条 この法人は、横浜市内における商店街の振興及び商店経営の合理化推進に資する事業等を行うと共に会員相互の啓発を図り、もって横浜市内の商店街の発展と質的向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う

- (1) 商店街及び商店の経営合理化と質的向上に関する調査研究並びに内外資料の収集配布
- (2) 商店街の振興・発展に資する事業への協賛及び指導
- (3) 商店街及び商店の経営及び運営の相談並びに指導
- (4) 商店街及び商店の質的向上と合理化促進のためにする講師等の派遣並びにあっせん
- (5) 情報機関紙の発行及びIT活用によるホームページ等の開設
- (6) 講習会、講演会、研究会、見学会等の開催
- (7) 横浜市から委託を受けた横浜市勤労者福祉共済事業
- (8) 商店街共通商品券等の発行
- (9) 会員相互の共済を目的とした共済事業の運営管理
- (10) 商店街及び商店従業員のための福利厚生事業
- (11) 関係官公庁との連絡
- (12) その他この法人の目的達成に必要な事業

2 前項第3号から第12号の事業は、横浜市において行う。

(公告)

第6条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

(規約)

第7条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、理事会の議決を経て規約で定めることができる。

第2章 会員

(法人の構成員)

第8条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した横浜市内の商店街団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した団体
- (3) 名誉会員 この法人の趣旨に賛同する学識経験者にして理事会が推薦する者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の加入)

第9条 この法人に加入しようとするものは、入会申込書に必要事項を記入の上、入会金を添えて会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費及び入会金)

第10条 この法人の会員は、会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員は、会費の納入を要しない。

- 2 会費及び入会金の額並びに会費の徴収方法は、社員総会の議決を経て別に定める。
- 3 すでに納めた入会金及び会費は、会員が資格を喪失した場合でも、これを返還しない。

(資格の喪失)

第11条 この法人の会員は、次の各号のいずれかに該当したときはその資格を喪失する。

- (1) 脱会を届け出たとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 団体が解散をしたとき。
- (4) 総社員が同意したとき。

(脱退)

第12条 この法人の会員で、脱会を希望するものは、あらかじめ書面をもって会長に届け出た上で、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第13条 この法人の会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第28条第2項に定める社員総会の特別議決によって除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 会費の納入を1年以上怠ったとき。
 - (2) この法人の定款その他の諸規定に違反したとき。
 - (3) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為があったとき
- 2 前項の規定により除名が決議されたときは、その会員に対して通知する。

第3章 役員

(役員の設定)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上25名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また理事のうち3名以内を副会長とすることができる。
- 3 代表理事以外の理事のうち1名を専務理事とし、業務執行理事とする。

(役員を選任)

第15条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長（代表理事）及び専務理事（業務執行理事）は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 副会長は、会長が理事の中から指名により選任する。
- 4 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員職務)

第16条 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 専務理事は、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 6 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 7 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第18条 理事及び監事は、社員総会の決議により解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決の3分の2以上の特別議決に基づいて行わなければならない。

(顧問及び相談役)

第19条 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 3 顧問及び相談役は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 4 顧問及び相談役の報酬は、無償とする。

(役員報酬等)

第20条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、社員総会の決議をもって定める。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

(理事の競業及び利益相反取引の制限)

第21条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後遅滞なく、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員等の損害賠償責任の一部免除)

第22条 この法人は、理事会の決議によって、役員一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定め

る最低責任限度額とする。

第4章 社員総会

(構成及び議決権)

第23条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とし、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする

(権限)

第24条 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 入会金及び会費の金額
- (2) 社員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 毎事業年度の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 役員報酬等の額又はその規程
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款に定める事項

(開催)

第25条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(社員総会の招集)

第26条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して臨時社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集するには、会長は、社員総会の2週間前までに、次の事項を記載した書面により通知しなければならない。

- (1) 社員総会の日時及び場所
- (2) 社員総会の目的である事項
- (3) 社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができるときにはその旨

(議長)

第27条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、社員総会に出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第28条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当る特別議決をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第14条第1項各号で定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面等による決議)

第29条 やむをえない理由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、または他の社員を代理人として表決を委任することができる。

(社員総会の議事録)

第30条 社員総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 社員総会が開催された日時及び場所
- (2) 総社員の数並びに出席社員の数
- (3) 議事の経過の要領及びその結果
- (4) 社員総会において述べられた意見及び発言があるときは、その内容の概要
- (5) 社員総会に出席した理事、監事の氏名又は名称
- (6) その他法令により定められた事項

2 議事録には、議長及び出席社員のうちから選出された社員2名以上が署名押印しなければならない。

(決議の省略)

第31条 理事又は社員が社員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続きを第26条第1項の理事会において定めるものとし、第27条から第29条までの規定は適用しない。

第5章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) この法人の業務執行の決定

(3) 理事の職務の執行の監督

(4) 会長及び専務理事の選定並びに解職

(種類及び開催)

第34条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号及又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(招集の手続き)

第36条 理事会の招集は、開催日の5日前までに、会議の目的たる事項並びに日時及び場所を記載した書面をもって各理事及び各監事に通知する。

2 前項の規定にかかわらず、理事・監事の全員の同意があるときは招集の手続きを経ることなく開催できる。

(理事会の議決等)

第37条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

3 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

(1) 理事会が開催された日時及び場所

(3) 議事の経過の要領及びその結果

(4) 理事会において述べられた意見及び発言があるときは、その内容の概要

(5) 理事会に出席した理事、監事の氏名又は名称

(6) その他法令により定められた事項

2 出席した代表理事（会長）及び監事は、前項の議事録に署名押印又は記名押印する。ただし、代表理事（会長）の選定を行う理事会の議事録については、出席した全ての理事及び監事が署名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算書)

第41条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始前に会長が作成し、理事会の決議を経たうえで、定時社員総会に提出し、その内容を報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号、第2号及び第6号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類については、監査報告書とともに主たる事務所に5年間備え置き、法令の定めに従い、社員及び債権者の閲覧に供することとする。これらのうち、公益目的支出計画実施報告書については、一般の閲覧に供するものとする。

（剰余金）

第43条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

（借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

第44条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する借入金を除き、理事会の決議及び社員総会において社員の半数以上が出席し、社員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同様とする。

（会計原則）

第45条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第7章 事務局

（設置等）

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は理事会の決議を経て、会長が定める。

（書類及び帳簿の備付等）

第47条 事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を備えておかななければならない。なお、当該書類及び帳簿については、法令の定めに従い、保存しなければならない。

- (1) 定 款
- (2) 社員名簿
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 役員名簿
- (5) 役員報酬規程
- (6) 事業計画及び収支予算書等
- (7) 事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書
- (8) 理事会及び社員総会の議事に関する書類
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上が出席し総社員の議決権の3分の2以上の特別議決により変更することができる。

(合併等)

第49条 この法人は、社員総会において、総社員の半数以上が出席し総社員の議決権の3分の2以上の特別議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第50条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上が出席し総社員の議決権の3分の2以上の特別議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第51条 この法人の解散等に伴う残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人又は公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 補則

(委任)

第52条 この定款の施行についての細則は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は 岡野誠一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 4 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。